

第4章 これからの循環型社会づくりへの取り組み

1-1 基本方針

本県では、これまで進めてきた循環型社会の形成に向けた取り組み等により、廃棄物の排出量や最終処分量は着実に減少しているが、さらなる循環型社会の形成のためには、できる限り発生抑制（リデュース）や再利用（リユース）によって、排出量を減少させるとともに、環境への負荷の低減に配慮しつつ、再生利用（リサイクル）や熱回収をすることにより、最終処分量を減少させた上で適正に処理することが必要である。

また、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの脱炭素社会の実現を目指し、廃棄物処理分野からの排出削減を着実に実行する観点からも、廃棄物の再資源化や生ごみ等からのメタン回収等のバイオマスの利活用、廃棄物発電等を一層促進する必要がある。

そのためには、県民一人ひとりが、従来の大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換を図るとともに、プラスチック資源循環の推進、廃棄物の適正処理の推進、焼却施設や最終処分場等の監視指導や不法投棄・不適正処理対策の徹底、排出事業者や処理業者に対する普及啓発、廃棄物処理施設の防災センターや自立・分散型の地域のエネルギーとしても機能するよう、取り組みを進める必要がある。

さらに、廃棄物を資源として循環させていくためには、発生する廃棄物をできる限り資源として活用する循環型社会ビジネスの振興に取り組む必要があり、また、SDGsやSociety5.0の理念や考え方を取り入れて、多面的に資源の循環利用を促進するとともに、多様なステークホルダーとの協働により取り組みを充実・強化する必要がある。

他方で、県内各地に甚大な被害を及ぼした平成30年7月豪雨で発生した大量の災害廃棄物の処理を通じて平時の備えが大切であることが再認識されたことから、今後発生が懸念される南海トラフ地震等における災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる万全な災害廃棄物処理体制を構築しておくことが重要である。

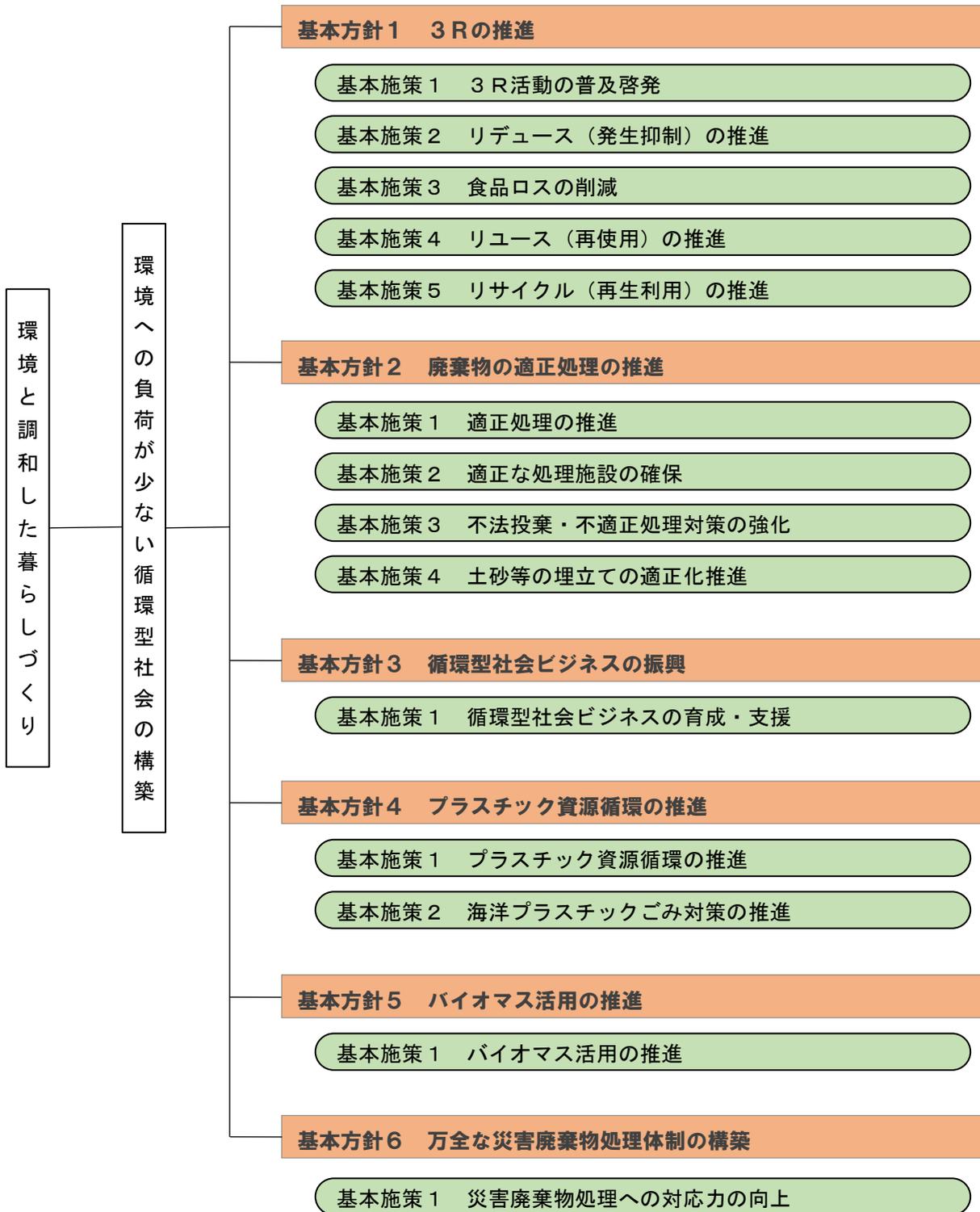
そのため、県民、事業者、行政等様々な主体が一体となって、地域特性や循環資源の性質に応じた最適な規模の地域循環共生圏の形成に取り組むことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を目指す。

【6つの基本方針】

- 1 3Rの推進
- 2 廃棄物の適正処理の推進
- 3 循環型社会ビジネスの振興
- 4 プラスチック資源循環の推進
- 5 バイオマス活用の推進
- 6 万全な災害廃棄物処理体制の構築

基本理念

やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり
～調和と循環により、かけがえのない環境を守る～



第3節 取り組むべき施策(重点プログラム)

循環型社会づくりを推進する各主体は、基本方針及び基本施策に沿って、適切な役割分担により、幅広い事業展開に努めるものとする。

Ⅰ 3Rの推進

Ⅰ-Ⅰ 3R活動の普及啓発

循環型社会の構築のためには、県民・事業者・行政が一体となって、廃棄物の発生を抑制する（リデュース）とともに、発生した廃棄物についてはできる限り資源として再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を行っていく「3R活動」を推進し、県全体に広げていく必要がある。

このため、事業者や行政などの取組みはもとより、県民一人ひとりの環境に配慮した生活スタイルや事業活動に対する理解と協力が必要不可欠であるため、各世代に応じた環境教育・環境学習の充実を図るとともに、各種環境イベントやホームページなどを通じて、積極的に情報提供を行うことで、3R活動の普及啓発に努める。

(1) 環境教育・環境学習の充実

ア 学校教育において環境教育の担い手となる教員の資質向上や地域で活躍する環境活動リーダーの育成・確保に努めるとともに、3Rに関する学習教材や学習プログラム、実践プログラムを作成するなど、正しい知識の普及に努める。

イ 幼少期からの家庭での取組みを通じて社会全体への普及定着を図るため、家庭における環境教育の充実や「もったいない」の意識の醸成に努め、住民の自主的な取組みを促進する。

ウ 学校における体験的な学習や、地域における生涯学習講座、職場における従業員教育、各種イベントなど、多様な場における環境教育・環境学習を実施することにより、子供から大人まで各世代が学べる場の確保に努める。

エ SDGs や Society5.0、新しい学習指導要領等を踏まえ、地域の多様なステークホルダーとの協働により、環境問題を含めた地球規模の課題を自らのこととして捉え、その解決に向けて自分で行動を起こすことのできる持続可能な社会づくりの担い手を育む教育である ESD（持続可能な開発のための教育）を推進する。

オ 学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、循環型社会の形成の推進に関する分野を含めた環境教育の推進に努める。

(2) 普及啓発の推進

ア 環境月間（6月）、3R推進月間（10月）などの機会に市町やNPO、企業、関係団体等と連携して環境イベントや施設見学等を積極的に実施することにより、3R活動の普及促進や各主体の役割などの啓発に取り組む。

イ マイバックやマイボトル等の普及によるレジ袋・使い捨て容器包装の削減や、詰め替え商品や量り売り等の環境配慮型商品の選択など環境にやさしい買い物を促進するなど、身近な3R活動への取組み拡大を図る。

- ウ 廃棄物処理法に基づく廃棄物減量等推進員、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員（3 R 推進マイスター）等の活動を支援し、3 R 全般にわたる普及啓発や事業者と消費者等の連携による取組みを促進する。
- エ デジタル技術を活用し、体験型イベント等を開催することにより広く県民の意識を高め、具体的な行動につなげる取組みを検討する。

(3) 的確な情報提供

- ア 県ホームページ（えひめの循環型社会づくり）や広報誌、SNS や動画等、デジタル技術を活用し、廃棄物・リサイクル情報や3 R 活動の先進事例、ユニークな取組事例など、県民や事業者が求める情報を分かりやすく迅速に提供する。
- イ 県民、NPO、大学、事業者、市町等の各主体と連携し、廃棄物・リサイクル情報や循環資源など3 R に関する情報収集・交換を通じて、各主体の実践活動を促進する。

(4) 環境関連愛媛県知事表彰等

- ア 環境保全活動や循環型社会形成へ向けた活動に長年にわたり取り組み、顕著な功績のあった個人、団体又は企業等について、表彰を実施する。
- イ 不法投棄防止対策や災害廃棄物処理等に功労のあった個人、団体又は企業等について、感謝状を贈呈する。

1-2 リデュース（発生抑制）の推進

3 Rのうち、リサイクルよりも優先順位の高い2 R（リデュース・リユース）の取組みが進む社会経済システムの構築が必要であり、とりわけ最優先で取り組むべきリデュースを一層推進することにより、天然資源の利用を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していく必要がある。

このため、県民一人ひとりが「持続可能な社会」という未来に対する責任を自覚し、ごみの発生抑制を意識した暮らしを実践するため、市町やNPO等と連携して意識啓発に努めるとともに、一般廃棄物の減量化に向けた市町の取組みを支援する。

また、事業活動においても、事業者自らが事業系ごみの処理責任を自覚し、廃棄物になりにくい製品設計、製造工程の見直し、過剰包装の抑制など、廃棄物の発生抑制の取組みを推進するとともに、多量排出事業者に対する指導など必要な措置を講じる。

さらに、循環型社会の推進においては、デジタル技術の活用やデータの利活用により、新たな価値を創出し、県民・事業者等の行動変容につなげる。

(1) 家庭ごみの減量化（一般廃棄物）

- ア 家庭ごみの約6割（容積比）と大きなウェイトを占める容器包装ごみについては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品の購入、レジ袋やプラスチック容器、ペットボトルの削減策など、市町や事業者とともに消費者への啓発や実践的な取組みを検討、推進する。
- イ 家庭における食品の買い過ぎ・作り過ぎの防止や生ごみの水切りの徹底、食品の食べ切りや使い切り、耐久性に優れた商品の購入、故障時の修理の励行等による商品の長期

間使用など、家庭ごみの発生抑制に向けて、市町と連携して、情報提供や普及啓発に取り組む。

ウ 市町が推進するごみの分別収集の徹底・拡充や適正な排出方法の理解促進のため、県民に対する情報提供を進めるなど、市町と連携して取り組む。

エ 日頃からごみの減量化や資源循環を意識できるとともに、ごみ処理には多額の費用を要することを認識できるよう、様々な機会を捉え、生活スタイルの見直しを啓発する。

オ 家庭ごみの有料化及び手数料の適正化については、国の「一般廃棄物処理手数料有料化の手引き」を踏まえ、住民等の意見を聴取しながら、一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進方策の一つとして検討を行うよう市町に技術的助言を行う。

カ 市町に対し、1人1日当たりのごみ排出量の状況及び生活系・事業系の内訳を情報提供するとともに、特に排出量の多い市町に対し廃棄物の排出抑制に向けた取組みの検討を促す。

キ SDG s や Society5.0 を踏まえ、市町と連携し、ごみに関する情報を県民に直接発信できるアプリ等のプラットフォームを活用して、県民がごみ処理や行政に関する情報をタイムリーに入手でき、様々な人がごみの減量化に取り組める仕組みづくりを検討する。

(2) 排出事業者への指導等（一般廃棄物・産業廃棄物）

ア 循環型社会の実現のためには、まず、廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物の再使用、再生利用、熱回収等の順にできる限り循環的な利用を行うよう、事業者に対し、廃棄物等の排出抑制、減量化等の啓発を推進する。

イ 原材料の選択や製造工程、輸送工程の工夫、取引慣行の改善、不用品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努めるよう助言する。

ウ 資源採取時において、生物多様性や自然環境への影響を低減する観点からも、資源の効率的利用、長期的利用や循環利用を進めることにより、新たな天然資源の消費の抑制を図る。また、資源の生産・採取時における生物多様性や自然環境の保全への配慮を促進する。

エ 様々な素材が含まれる産業廃棄物について分別排出を徹底するとともに、搬入や搬出に際して環境に配慮した事業活動を進めるための指導・助言を行うほか、事業者の排出抑制に関する自主的かつ積極的な取組みを促進する。

オ 生産活動等から生じる産業廃棄物や事業系ごみの削減を進めるため、先進的な取組みの紹介を行うなど廃棄物の排出抑制、減量化等の普及・啓発を推進するとともに、事業者の技術開発や施設・設備の導入を支援する。

カ 廃棄物処理法により「産業廃棄物処理計画」及び「実施状況報告」の作成が義務付けられている多量排出事業者に対し、実効性のある計画の作成や計画の着実な実施を指導するほか、これらを公表することにより、多量排出事業者の意識醸成を図るとともに、計画の進行管理を徹底する。

- キ 中小零細事業者は、産業廃棄物の排出抑制や循環的利用に関する認識や取組姿勢について事業者間の格差が大きく、意識の向上を促すため、関係団体等の協力の下、意識啓発に努め、個別具体的な取組みについて助言、提案等を行う。
- ク 平成19年度に導入した資源循環促進税制度は、経済的手法による産業廃棄物の排出抑制及び減量化、廃棄物の適正処理等を促進するものであるため、引き続き同税を活用した施策展開を図る。
- ケ ISO14001 やエコアクション21 など、環境マネジメントシステムの導入や、環境報告書の作成・公表及び環境情報の開示基盤の整備等を推進することにより、各事業者における環境配慮に係る取組みを促進する。

1-3 食品ロスの削減

県が令和2年度に実施した食品ロス実態調査によれば、本県の食品ロス量は約5.1万トンで、その6割を直接廃棄や食べ残し等を要因とする家庭系が占め、事業系は食品製造業が最も量が多く、次いで小売業、外食産業となっており、未利用食品の有効活用や食べ残し防止、食品製造工程の改善等の必要性が浮き彫りとなった。

このため、循環型社会や脱炭素社会の実現のため、愛媛が誇る豊かな海の幸、山の幸などの食材を無駄にせず、「もったいない」と「おもいやり」の心をもった県民総参加による食品ロス削減運動を積極的に展開する。

また、食品ロスは、製造・流通・小売・消費の各段階で発生していることから、フードチェーン全体で各主体の取組みを促進する。

(1) 家庭での取組み促進（一般廃棄物）

- ア 食品ロスの削減のため、講習会やセミナーの開催、広報媒体等の活用により、必要な量だけの購入、賞味期限等への正しい理解、調理の工夫等による食材の食べきり・使い切りなど家庭での対策等の普及啓発を図る。
- イ 県民への「消費期限」と「賞味期限」の正しい理解の促進をはじめ、「冷蔵庫クリーンアップフライデー」や「愛顔の食べきりアイデアレシピ」、余剰食品を活用したりメイク料理の普及啓発のほか、家庭で余っている食品を子ども食堂や福祉施設等に提供するフードドライブ活動を推進する。
- ウ 外食における適量な注文や「3010運動」等の宴会での食べきり運動を促進する。
- エ 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の「おいしい食べきり全国キャンペーン」に参加することにより、食べきり運動の認知度向上と実践を図る。

(2) 事業者の取組みに対する支援（一般廃棄物・産業廃棄物）

- ア 食品関連事業者の製造・流通・小売段階で発生する未利用食品を、必要とする人や施設が活用できるフードバンク活動への取組みを支援する。
- イ フードチェーン全体での非効率を改善するための商慣習の見直しを促進する。
- ウ 外食産業の食品廃棄物に占める食品ロス率は、58.2%と食品関連4業種の中で最も高く、さらに、外食産業の食品廃棄物の内訳は「食べ残し」が最も多くなっている。この

ため、ハーフサイズや小盛サイズメニュー導入の促進、飲食店における3010運動の普及を推進する。

エ 学校給食・社員食堂での食品ロス削減に向けた取組の工夫を行う。

(3) フードバンク活動の活性化（一般廃棄物・産業廃棄物）

ア 食品小売店と子ども食堂や福祉施設等が連携した地域循環型フードバンク活動を支援し、家庭や食品小売店等の地域の未利用食品等を地域内で有効活用する取組みを推進する。

イ 食品小売店や金融機関その他集客施設やイベント等におけるフードドライブコーナーの設置を促進する。

ウ 非常用備蓄食品の廃棄処分を回避するため、フードバンクへ提供する。

1-4 リユース（再使用）の推進

いったん使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処理を施した後に製品として再使用することにより、廃棄物の発生を抑制する取組みが必要とされており、消費者に対し、繰り返し利用可能なリターナブル容器や再使用可能な製品の利用促進を図る。

また、事業者に対しては、製品の設計・製造段階から製品・部品のリユースが可能な仕様の採用や、流通・販売事業者と連携して再使用を行うための回収システムの構築の促進を図る。

(1) 再使用製品の利用促進（一般廃棄物）

ア 繰り返し使用できる商品の購入、フリーマーケットやリサイクルショップの有効活用、リターナブル容器の利用、古着におけるECサイトやアパレルメーカーの店頭回収等への出品や自治体等への寄付を推進するなど、消費者の意識・行動の転換・誘導を図る。

イ 部品交換、修繕可能な製品設計やリターナブル容器の導入など、事業者の再使用に向けた取組みを促進する。

ウ 各種イベントやお祭り等において、使い捨て容器の削減、リユース食器の使用やマイカップの利用促進による環境に配慮したエコイベントの推進に努める。

エ 繰り返し使用できる商品の製造、販売等を推進する。

(2) 事業活動における再使用の促進（産業廃棄物）

ア 事業者の技術開発や施設・設備の改良等による資源のリユースを促進するとともに、リユースに適した製品開発や流通が促進されるようなモデルづくりを支援する。

イ 再使用が可能な廃棄物について活発な情報交換が行われることにより、新たなリサイクル製品の開発や処理コストの削減につながるよう、県のホームページ等を利用した情報交換システムを充実し、環境に配慮した事業活動を推進する。

ウ 廃棄物の再使用を推進するため、県民の環境意識の向上につながる取組みを市町と連携して、情報提供や普及啓発に取り組む。

エ リユース活動に関する取組事例の情報提供に努め、地域のイベント会場等で使用されるリユース容器のレンタルシステムやリターナブル容器等の普及拡大を推進する。

1-5 リサイクル(再生利用)の推進

発生抑制、再使用してもなお排出される廃棄物は、資源ごみとして分別し、再資源化を徹底する必要がある。このため、資源ごみの分別排出を強化し、地域の特性や資源ごみの性質に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を促進する。また、再資源化が容易な製品の開発や再生資源を活用した製品作りなど、事業者によるリサイクル技術等の研究開発を促進するとともに、個別リサイクル法の円滑な施行とグリーン購入の普及を図る。

(1) 資源ごみの分別収集の充実(一般廃棄物)

- ア 市町における資源ごみの分別収集や地域住民による分別排出・集団回収を推進するとともに、食品廃棄物の飼料化や生ごみの堆肥化、廃食用油の回収・バイオディーゼル燃料化など、地域の実情に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を促進するため、市町に対して適切な助言、情報提供を行う。また、市町やNPO等と協力して、県民への資源の循環利用に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。
- イ 家庭で使用済みとなった携帯電話やデジタルカメラ等の小型電気電子機器や小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わない特定家庭用機器を効率的に回収するため、市町に対して適切な助言や、情報提供を行う。
- ウ ホームページや各種媒体を利用して家庭や事業所におけるごみの分別ルールの厳守や可燃ごみへの資源ごみの混入防止の啓発を行う。

(2) リサイクル製品の利用促進(一般廃棄物・産業廃棄物)

- ア 県内の企業等が関わって製造加工しているリサイクル製品のうち、廃棄物等の減量化や資源の有効活用など、他の模範となる製品を優良リサイクル製品として認定し、各種環境イベントや情報誌などで積極的に情報提供することで認知度向上と需要拡大を図る。
- イ 公共工事等での優良リサイクル製品の利用促進を図るとともに、モデル事業を実施して優良リサイクル製品の効果をPRする。
- ウ 商品の購入に当たっては、再生利用が容易な商品や再生品の選択を普及啓発する。
- エ 四国4県及び四国経済産業局が連携し、各県で認定したリサイクル製品の相互推奨に取り組むことで、一層の販路拡大や利用促進に努める。
- オ 各種イベントにおけるリユース容器、リサイクル容器の使用やリサイクル可能な資材の購入等、環境に配慮したエコイベントの実施に努める。
- カ 再生利用が容易な商品や廃棄物を原料とした商品等の製造及び販売を推進する。
- キ 将来、発生量が増加する建設廃棄物が適切に再資源化等されるよう再生材の利用促進を図る。また、状態が良好な既存建築物については、地域活性化のための宿泊・交流施設としてリノベーションを行うほか、医療・介護施設として利用するなど、その有効活用を図る。
- ク 廃棄物処理法により義務付けられている排出事業者及び処理事業者からの報告データ等から、県内の産業廃棄物の再資源化を高めるため、未利用データ活用や詳細調査等によって再資源化可能性量(推計含む)を算出するとともに、産業廃棄物処理業者が再資源化の参考となるデータを提供する。

(3) リサイクル施設・設備の整備と技術開発（一般廃棄物・産業廃棄物）

- ア 廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクルやアップサイクル（素材を活かしデザインなどの力を借りて、製品の価値を再利用前よりも高める）の取組みを促進するため、事業者が実施するリサイクル技術に係る研究開発や施設整備、産業廃棄物処理団体や大学による産学連携の活動支援及びリサイクル産業の活性化を推進する。
- イ 食品廃棄物の飼料化及び堆肥化を促進させるほか、食品残さ等から利活用可能なバイオマスエネルギーの技術開発や実用化に取り組むとともに、既に実用化された木質ペレットや廃食油などバイオマス燃料の普及促進のためのシステム構築や社会基盤の整備等を進める。なお、食品循環資源の再生利用に当たっては、食品廃棄物等の不適正処理対策の徹底を同時に推進する。
- ウ 廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを有効活用し、脱炭素社会の実現に寄与する高効率の発電設備（サーマル・リサイクル）が整備されるよう、市町に対し、助言及び技術的支援を行う。
- エ 循環資源の排出・受入に関する情報交換の活性化等、循環資源のマッチングを支援することにより、地域の再生・処理システムの見直しを促進するとともに、先進的なリサイクル技術の導入を促進する。
- オ 市町や企業と連携して下水汚泥の有効利用技術を調査研究した成果の普及啓発を図る。
- カ 「家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画」に基づき、地域の実情に即した総合的な畜産環境整備、需要者のニーズに即した堆肥の生産、畜産部門と耕種部門の連携強化による堆肥のリサイクルを積極的に推進し、環境と調和した畜産経営の確立を図るための取組みを推進する。
- キ 家畜排せつ物の有効利用のため、良質な堆肥生産指導や堆肥の流通状況を把握し、資源循環型農業を推進する。
- ク 焼却施設から排出される焼却残渣（焼却灰）のセメント原料化等への有効利用を推進する。
- ケ 高度なリサイクル技術を有する民間の廃棄物処理業者への処理委託が促進されるように、これまで焼却又は直接埋め立てられていた廃棄物の再生利用等を推進する。
- コ 剪定枝の堆肥化や木くずの固形燃料化など木質系廃棄物の回収体制の構築及びリサイクルを推進する。
- サ 脱炭素社会の取組みへの貢献を図る観点からも3Rの取組みを進め、なお残る廃棄物等については、廃棄物発電等の熱回収や生ごみ等からのメタン回収等の導入や廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及等による、廃棄物エネルギーの効率的な回収を推進する。
- シ リサイクル商品や枯渇性資源を含む循環資源については、より広域での循環を念頭に、廃棄物処理法の広域認定制度・再生利用認定制度を適切に活用する。
- ス 今後、廃棄量が急増する太陽光発電設備について、関連事業者による自主的な回収・適正処理・リサイクルスキームの運用状況や動向等を踏まえ、リサイクルを促進・円滑化する制度的支援を検討する。

(4) リサイクル関連法の着実な推進（一般廃棄物・産業廃棄物）

- ア 個別リサイクル法（容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電）について、県民への制度の理解促進を図り、適正な引渡し等の手続や費用負担がなされることによる廃棄物の適正処理や資源の循環的利用を一層推進する。
- イ 個別リサイクル関連事業者に対して講習会や研修会等を実施することにより、手続や制度の理解、処理の適正化を促進するほか、公共事業における建設廃棄物の再資源化や、民間における食品廃棄物の再資源化を促進するなど、資源の再生利用率の向上を図る。
- ウ 県においては、リサイクル製品等の需要拡大を図るため、「愛媛県グリーン購入推進方針」に基づき、環境に配慮した商品・サービスを優先的に選択するグリーン購入に率先して取り組むとともに、市町、民間企業や団体等においてもグリーン購入が一層普及するよう啓発に努める。
- エ 事業者が自ら排出する廃棄物の処理を廃棄物処理業者に委託する場合は、再生利用等による減量を行うことができる優良な廃棄物処理業者を選択するとともに、適正な対価を負担するよう啓発に努める。

2 廃棄物の適正処理の推進

2-1 適正処理の推進

廃棄物の処理に伴う環境負荷を低減するため、廃棄物処理基準等に基づく適正処理を確保する。

また、廃棄物を適正に処理するため、優良な処理業者が市場で優位な立場に立てるようにするとともに、排出事業者が信頼できる処理業者を選定できる体制を構築する。

(1) 一般廃棄物の適正処理の確保

ア 一般廃棄物については、市町が、その定める一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、処分しなければならない。

イ 市町が一般廃棄物の多様化に伴う最適な処理方法の変化に対応するため、常に新しい情報収集ができるよう、積極的に研修や情報提供を行う。

ウ 市町、一部事務組合及び民間の一般廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施し、施設の維持管理基準等の順守状況を確認し、一般廃棄物の適正処理について指導を行うとともに、特に、ごみ焼却施設や最終処分場におけるダイオキシン類対策の徹底を図る。

エ 処理施設の機能が十分発揮され適正な管理運営が図られるよう指導するとともに、同施設の見学会の開催を促進したり、運営や維持管理の状況に関する情報を積極的に公開することにより、県民への信頼性を確保する。

オ 市町間での調整により、排出量に見合った施設規模の確保など地域の実情に応じた効率的な処理体制を構築し、適正処理の確保に努める。

カ 一般廃棄物の収集運搬体制に係る全国の先進事例などの情報を収集し、高齢化や単身世帯の増加に対応した適正処理対策について、市町に対し、技術的支援を行う。

キ 一般廃棄物の減量化や適正な処理を確保するための取組みが円滑に実施できるよう、市町に対し、国の「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、コスト分析及び効率化を図るための技術的支援を行う。

ク 分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を住民や事業者に対して明確に説明するよう助言する。

ケ 施設の維持管理及び安全衛生に努めるとともに、関係法令に基づき、日常の運転管理及び保守管理、予防措置、事故発生時の緊急対応及び防災教育・訓練など、施設の安全な操業に努めるよう助言する。

コ 一般廃棄物の収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集体制を確保するとともに、運搬車両については、効率的な運搬が行えるようにするほか、環境負荷のより少ない自動車の導入やバイオ燃料の利用等を推進するよう助言する。

サ 一般廃棄物の処理に関しては、一般廃棄物の発生量及び質に応じて、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち最適な方法を選択するよう助言する。

- シ 廃棄物の収集運搬・処分事業を継続的かつ安定的に実施するため、災害発生時や感染症発生時の廃棄物処理事業継続計画の作成を助言する。
- ス 県・市町循環型社会推進連絡会議等の場を活用し、廃棄物処理に関する市町間の調整や情報の提供を行う。
- セ 市町と連携して、不用品回収業者への立入検査を実施し、「使用済み家電製品の廃棄物該当性の判断について（平成24年3月19日付け環境省通知）」により、不用品が廃棄物と判断される場合は、適切な指導を行う。
- ソ 市町に対し、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン（平成27年3月環境省）」により、回収体制を構築するよう助言し、技術的支援を行う。
- タ 高齢化社会の進展に伴う家庭からの日々のゴミ出し問題に対応できるよう、廃棄物の収集運搬体制の在り方について検討する。
- チ 高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が増加することを踏まえ、市町や事業者に対し、その適切な取り扱い方法や再生利用等導入に関する情報を提供する等、必要な支援を行う。
- ツ リチウムイオン電池混入による発火や廃棄物処理施設等の火災を防ぐため、市町による住民への危険性の周知や、ごみ出しの際の分別徹底に向けた取組みを支援する。
- テ 少子高齢化や人口減少等の社会状況の変化に対応した、新規技術の活用による循環産業の生産性向上を図るため、IoTとデータ分析技術の組合せによる廃棄物収集の効率化やセンシング技術・ロボット技術・AIを駆使した高度選別技術等の普及促進を検討する。

(2) 産業廃棄物の適正処理の確保

- ア 産業廃棄物については、処理責任を有する事業者において、排出抑制及び適正な循環的利用を最大限に行った上で、必要となる産業廃棄物の焼却その他の中間処理及び埋立処分が適正に行われるようにしなければならない。
- イ 事業者は、自らその産業廃棄物の処理を行う場合には、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準等に従い、適正な処理を確保しなければならない。
- ウ 事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その発生から最終処分（再生を含む。）が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- エ 産業廃棄物処理の基本である「排出事業者責任」が徹底されるよう、監視指導や法制度の運用等において総合的に施策を展開し、適正処理を推進する。
- オ 産業廃棄物の適切な処分が確保されるよう、産業廃棄物処理業の許可の申請については、厳格な審査を継続するとともに、必要な指導監督を実施する。
- カ 排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する立入検査・報告徴収により適正処理を指導し、違反者に対する是正指導の強化や廃棄物処理法に基づく措置命令、許可の取消し、事業停止等の行政処分などにより、不適正処理の事案に迅速かつ厳正な対応を行い、環境汚染等が発生している又はそのおそれがある場合は、生活環境の保全を図るため、早期是正を指導する。

特に、悪質な違反行為にあつては、厳正に対処する。

- キ 廃棄物処理に係る情報管理の合理化等を図るため、排出事業者及び処理業者に対し、マニフェストの適正な運用を指導するとともに、偽造がしにくく、県等の監視業務の合理化、不法投棄・不適正処理の原因究明等の迅速化等を図ることができる電子マニフェストの利用を促進する。
- ク 廃棄物の収集運搬・処分事業を継続的かつ安定的に実施するため、災害発生時や新型コロナウイルス等感染症発生時の廃棄物処理事業継続計画の作成を促進する。
- ケ 産業廃棄物管理責任者等に関する研修会・講習会の開催などを通じて、排出事業者及び処理業者への関係法令等の周知徹底や監視・指導体制の強化を図り、PCB、アスベストなどをはじめとする廃棄物の適正処理及び適正委託の徹底に努める。
- コ 最終処分場の埋立状況や事業計画等を的確に把握し、適切な積立金額を算定・通知することで埋立終了後に必要となる維持管理費用の確保を指導するなど維持管理積立金制度の円滑な運用に努める。
- サ 県外からの廃棄物については、事前協議制度により適正処理の確保を図る。
- シ 資源循環促進税の税収を活用し、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進、適正処理の推進のための事業を実施する。
- ス 電子マニフェストが排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が加入して初めて機能することから、電子マニフェストの更なる普及拡大に向け、排出事業者や産業廃棄物処理業者を対象とした加入促進のための取組みについて検討を進める。
- セ 使用済FRP船について、リサイクルの必要性や、事業者団体が運営するリサイクルシステムの周知・啓発を行う。

(3) PCB廃棄物の期限内適正処理の確保（産業廃棄物）

- ア 県民の健康保護、生活環境の保全を図るため、愛媛県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進する。
- イ PCB廃棄物保管事業者に対しては、立入調査を実施して、PCB廃棄物の保管状況等を確認するとともに、処分までの間の適正保管及び期限内適正処理を指導するほか、それでもなお期限内適正処理の指導に応じない場合には、改善命令や代執行を行い、期限内の確実な処理を図る。
- ウ 高濃度PCB廃棄物に関しては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州事業所での広域処理であるため、関係縣市等で構成する北九州PCB廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会等を通じて関係縣市と十分な協議及び調整を行う。
- エ PCB廃棄物の保管及び処分に係る届出状況を的確に把握し、毎年公表するとともに、県ホームページ等を活用してPCB廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図る。
- オ 低濃度PCB廃棄物に関しては、期限内適正処理を推進する。
- カ 国が定めた「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」を活用した未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するための調査を実施するなど期限内の処理完了に努める。

(4) その他有害廃棄物等の適正処理の確保

- ア 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の適正処理のため、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（令和3年3月環境省）」に基づき、解体工事への立入検査等を通じて発注者や元請事業者、産業廃棄物処理業者等への指導を行う。
- イ 家庭や事業所から排出される水銀廃棄物を確実に収集・処理するために、平成25年10月に採択された水俣条約を受け作成された「水銀廃棄物ガイドライン（平成29年6月環境省）」の普及啓発を図るとともに、国、市町及び事業者団体の連携による回収体制の整備に協力する。
- ウ 医療機関における感染性廃棄物の適正処理については、「感染性廃棄物処理マニュアル（平成30年3月環境省）」の周知徹底を図るとともに、医療法に基づく立入検査において、適正処理を指導する。
- エ 再生可能エネルギー設備の急速な導入に伴い、将来的に多量に廃棄される使用済太陽光発電設備については、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第2版）（平成30年3月環境省）」の周知を図るとともに、リサイクル等を推進していく。

(5) 優良な処理業者の育成（産業廃棄物）

- ア 産業廃棄物処理について、優良な処理業者が社会的に評価され、不法投棄・不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、関係者と連携して優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及を図る。
- イ 排出事業者が自らの判断により優良で信頼できる処理業者を優先的に選定できる環境づくりを構築するため、優良産業廃棄物処理業者認定制度の認定基準に適合する処理業者の育成・増加を図るとともに、その情報を県ホームページ等で提供する。
- ウ 電子マニフェストやエコアクション21を普及促進することにより、産業廃棄物処理業者の事務の合理化や、効率化を支援する。
- エ 地域から信頼される優良な処理業者を育成するため、一般社団法人えひめ産業資源循環協会と連携して講習会・研修会等への参加機会を増やすとともに、再資源化に資するデータ利活用を検討する。
- オ 産業廃棄物の排出事業者責任の原則を踏まえ、排出事業者が優良な処理業者を選択できるよう、ホームページを整備し、廃棄物処理法に基づき認定された優良産廃処理業者を広く公表するとともに、優先的な活用を排出事業者に呼びかけるなど、優良認定を取得する動機づけを行い、優良産廃処理業者の育成を図る。
- カ 優良産廃処理業者認定の取得支援やPR等による認定制度の活用促進、認定事業者への優遇措置（人材確保・育成等に関する支援等）を拡充する取組みを推進する。
- キ 再資源化を推進する優良な処理業者の人材確保を図るため、産業廃棄物処理業のイメージアップとなる取組みを推進する。

(6) 生活排水対策

- ア 「愛媛県生活排水対策推進要領」（平成3年4月）に基づき、県、市町、県民及び事業者が一体となって生活排水処理施設等の整備を進めるとともに、常に暮らしの工夫をし、汚濁物質の低減を図る。
- イ 公共用水域に係る環境基準の未達成地域やそのおそれのある地域を水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として指定し、生活排水処理施設等の整備、普及啓発等計画的かつ総合的な生活排水対策を推進する。
- ウ 「愛媛県全県域生活排水処理構想」に基づき、市町が地域の実情に応じて、公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の計画的な整備を促進し、汚水処理人口普及率の向上に努める。
- エ 下水道未整備・整備困難地域における生活排水対策のため、汲取り槽や単独処理浄化槽（みなし浄化槽）から合併処理浄化槽への転換を図るなど、市町の浄化槽整備事業を支援するとともに、市町や公益社団法人愛媛県浄化槽協会と連携して浄化槽の適正な維持管理（法定検査、清掃、保守点検）が行われるよう、普及啓発に取り組む。

(7) 海岸漂着物等の適正処理

- ア ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸の実現のため、「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、国、県、市町、海岸管理者等、地域住民、漁業関係者、民間団体、事業者、大学などの多様な主体が相互に情報を共有しながら、海岸漂着物等の実態把握や調査研究、発生抑制対策や未然防止対策、回収・処理など、総合的かつ計画的な海岸漂着物処理対策を推進する。
- イ 海岸漂着物等が集積している海岸においては、海岸管理者等、民間団体、市町等が連携して、愛媛県海岸漂着物対策活動推進員・推進団体制度や愛ビーチ・サポーター制度を活用するなどして円滑な回収・処理を図る。
- ウ 海面に浮遊する漂流ごみや海底ごみについては、必要に応じて、国、海岸管理者等による回収・処理を行うとともに、漁業者等が回収し、沿岸市町等が協力して、適正に処理する取組みを推進する。
- エ 海洋プラスチックごみによる海洋汚染の実態を把握するため、継続的に実態把握調査を行うとともに、地理的な特徴から人が容易に立ち入ることができず、漂着ごみが大量に堆積している立入困難地域の現状把握調査を行う。
- オ マイクロプラスチックによる海洋環境への影響が懸念されていることを考慮し、国や研究機関等の調査研究等の情報収集に努めるとともに、マイクロプラスチックになる前の段階のプラスチックごみの回収処理や発生抑制対策を推進する。
- カ 使用済FRP船について、リサイクルの必要性や、事業者団体が運営するリサイクルシステムの周知・啓発を行う。

2-2 適正な処理施設の確保

廃棄物の循環的利用を促進し、環境負荷を低減するため、効率的で安全性の高い処理施設を確保する。

市町等は、一般廃棄物の適正かつ効率的な処理体制が確保されるよう、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制の観点を踏まえ、中間処理施設及び最終処分場等の整備に取り組む。

(1) 一般廃棄物処理施設の確保（一般廃棄物）

- ア 一般廃棄物処理施設の整備については、国の廃棄物処理施設整備計画に基づき、廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標の設定及びコスト比較を行った上で、地域における循環型社会の形成に資する総合的な計画である一般廃棄物処理計画に基づき、効果的に循環型社会形成推進交付金制度等が活用されるよう、市町に対し、指導・助言を行う。
- イ 国・地方を通じた厳しい財政状態に対応するため、既存施設の適正な維持管理・整備を徹底し、長寿命化・延命化を図る。
- ウ 一般廃棄物処理コストを適正に分析することにより、最適な施設規模を想定するとともに、災害時における廃棄物処理への対応も踏まえた施設整備を促進する。
- エ 市町のごみ焼却施設について、地域の地理的・社会的な特性や将来の人口減少等社会情勢の変化によるごみの減量化を考慮した上で、広域化・集約化による適正な規模での効率的な処理施設の配置の検討を促進するほか、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を図るとともに、将来にわたる一般廃棄物の効率的かつ適正な処理体制の構築に向け、関係市町の調整及び技術的支援を行う。
- オ 将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、市町と連携しながら愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画の円滑な推進を図るとともに、ごみ処理を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。
- カ 再資源化施設については、既存の施設を有効活用することとし、ごみ焼却施設の集約化を具体化する時に、民間委託等も含めて、ごみ焼却施設と合わせて効率的な処理体制を検討する。
- キ 廃棄物を地域資源として有効利用するため、情報収集や調査研究を進めるとともに、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等の整備・活用を検討し、循環型社会や地域循環共生圏の構築に向けた取組みを推進する。
- ク 廃棄物の排出抑制や資源化を推進し、埋設処分量の削減による最終処分場の残容量の確保と延命化を図り、それでもなお必要となる最終処分場については、広域整備等の可能性を検討するなどして、継続的に確保するよう整備を促進する。
- ケ 一般廃棄物の更なるリサイクルを推進するため、国が定めた「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、リサイクル品目の増加を見据えたりサイクルセンター等の再資源化施設の整備を促進する。

- コ し尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理するだけでなく、生ごみ等の有機性廃棄物を同時に処理することで、堆肥やエネルギーを生み出す汚泥再生処理センターの整備を促進する。
- サ ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- シ 「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン（令和元年12月環境省）」を活用し、気候変動適応策を検討する

(2) 民間事業者による処理施設の適正確保（産業廃棄物）

- ア 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査結果に基づく生活環境の保全への適切な配慮など、法令に基づく厳正な審査を行うほか、引き続き「愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づく事前協議により手続きに慎重を期すとともに、稼働中の処理施設は、維持管理基準の順守を指導する。
- イ 「愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、設置者と地域住民との間の合意形成が円滑に行われるよう、地元説明会の開催などを指導するとともに、地域住民の環境保全に関する要望等に応じて、市町と連携して、環境保全協定を締結するよう助言し、処理施設に対する地域住民の理解と信頼の醸成に努める。
- ウ 産業廃棄物処理施設に対する県民の信頼向上を図るため、定期的に立入検査を実施するほか、施設管理者等による維持管理状況の公開など施設運営の透明性を高めるとともに、安全性・信頼性の高い施設・設備の確保を図る。
- エ 産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の排出抑制、中間処理及び再生利用の進展により最終処分量が減少傾向にある一方で最終処分場の新たな整備が困難な状況も見られることから、産業廃棄物を処理するための十分な最終処分場が確保できることを目標とする。
- オ 廃止した最終処分場の跡地を指定し、当該土地の形質変更などが行われる場合に、生活環境の保全上の支障が生じないように、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（平成17年6月環境省）」に基づき、適切な跡地管理を推進する。
- カ 産業廃棄物の3R及び未利用エネルギー利活用のための施設整備を支援することにより、資源循環型産業の育成強化を図る。また、AI、IoT等の新技術を活用した高効率な施設の導入を積極的に促す。

2-3 不法投棄・不適正処理対策の強化

廃棄物の不法投棄・不適正処理の早期発見・早期是正による生活環境の保全上の支障の発生の未然防止・支障の拡大防止を図るため、新たな技術も活用しつつ、不法投棄・不適正処理に対する監視活動の充実・強化に努めるとともに、関係機関や住民と連携した監視体制の構築を推進する。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理が行われた場合は、原因者の責任追及と原状回復・是正を徹底させる。

(1) 不法投棄情報の収集

ア 県庁に設置するフリーダイヤル

「不法投棄 110 番 (0120-149-530; イヨノクニ ゴミゼロ)」により、広く県民から不法投棄情報等を直接受け付ける。

イ 県内5保健所に設置した管内市町や所轄警察署・海上保安部、建設業協会、商工会・商工会議所等で組織する「不法投棄防止対策推進協議会」により、地域に根差した監視・啓発活動を推進するとともに、各種業界団体との連携を強化して、監視網の拡充を図る。

ウ 産業廃棄物不法投棄の情報を幅広く入手するため、民間団体等との協定書の締結に努める。

(2) 普及啓発の推進

ア 広報誌や新聞、ラジオ等の各種広報媒体や啓発活動により、事業者や県民の意識啓発を図り、不適正処理の未然防止に努める。

イ 不法投棄防止のため、県ホームページ等による啓発のほか、毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までの全国ごみ不法投棄監視ウィーク等に合わせ各種広報媒体を活用した啓発活動を実施する。

ウ 環境教育や環境学習において、不法投棄防止について啓発する。

(3) 不法投棄監視体制の強化

ア 車両、船舶及び県消防防災ヘリコプターやドローンを活用した陸域、海域及び上空からのパトロールや監視を実施することにより、不適正処理の未然防止の強化や早期発見の効率化を図り、不法投棄等の不適正事案に対する原因者の究明や改善指導を徹底する。

イ 暴力団関係者に厳正な対応を行うなどのため、県庁に愛媛県警からの出向者を配置するとともに、警察官退職者を「産業廃棄物等適正処理指導員」として保健所に配置し、産業廃棄物処理に関する監視、指導、情報の収集、警察関係機関との連絡調整等を行う。

ウ 夜間監視可能なカメラや不法投棄防止看板を増設する。

エ 愛媛県警と連携して産業廃棄物の運搬車両の検問を行い、車両に積載している産業廃棄物の種類・量の確認や、産業廃棄物管理票(マニフェスト)との照合を実施し、記載内容等に不備が認められた場合は適切な指導を行う。

オ 警察本部・海上保安本部との合同監視パトロールや全国ごみ不法投棄監視ウィークと連動した活動を実施するなど、不法投棄監視活動の強化を図る。

カ パトロールや不法投棄 110 番等により、不法投棄等の不適正処理の早期発見、未然防止を図る。特に、不法投棄が多発する山間部には、IT 技術等を活用して正確な投棄場所の把握に努める。また、地上からの把握が困難な事案についても、ドローンによる上空からの撮影により状況把握に努め、確認された不適正処理に対しては厳正に対処する。

キ 海洋汚染防止の観点からも、船舶から発生する船内廃棄物の適正処理について、普及啓発を図る。

(4) 関係機関との連携

- ア 警察との協力や関係機関で構成する「不法投棄防止対策推進協議会」等による情報交換、巡回指導や意識啓発運動を推進するとともに、同協議会構成機関、地域住民等の協力を得て、不法投棄廃棄物撤去活動を推進する。
- イ 適正処理の未然防止に係る自治体相互の情報交換や広域的な連携を強化するとともに、悪質化、巧妙化している不法投棄等については、関係機関と連携して厳正に対処する。
- ウ 県外産業廃棄物の不適正処理などの早期把握、迅速かつ的確な対応を図るため、関係府県との連携に努める。

(5) 不適正処理の防止等

- ア 廃棄物の処理基準に適合しない処理に対しては、一般廃棄物については市町、産業廃棄物については県において、生活環境の保全上の支障が生じることを未然に防止するため、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、愛媛県警との連携を強化し、厳正に対処する。
- イ 特に、事業者の責めに帰すべき事由があると認められる産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に対しては、事業者に対する行政命令を厳格に行う。
- ウ 事業者は、排出した特別管理廃棄物の処理を他人に委託する場合には、他の廃棄物との分別を徹底するとともに、委託基準を厳格に順守しなければならない。
- エ 安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入を防止するための仕組みや、浸透水等のチェック機能を強化するなど、適正処理体制の強化を図る。
- オ 不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現時点では直ちに支障の除去等の措置を必要としない区域の状況等については、定期的に把握し、当該区域から新たな支障が生ずることがないように対処する。

2-4 土砂等の埋立ての適正化推進

土砂条例（愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例）は、県外からの建設汚泥の不法投棄を契機に全国でも先駆的な条例として、廃棄物まがいの土砂等による埋立てを未然防止し、埋立て行為による土壌の汚染と災害の発生を防止するため、平成12年に制定されたものであり、土砂による埋立て行為に対して、許可制度の導入、埋立て土砂等の量・履歴等の事前届出、土壌や浸透水の基準の設定、土砂崩落防止措置の義務付けなどの規制を行う。

また、条例施行後20年が経過し、近年の社会経済情勢の変化や豪雨災害による土砂崩落が懸念される中、許可事業で搬出元の特定が困難な県外からの土砂の埋立てが確認されたことなどから、令和2年に土砂条例を一部改正し、新たに土砂等の搬入時の展開検査の義務付けや、土砂管理台帳の作成・保管、許可事業者に対する改善命令や罰則の引上げなど、厳しい措置を講じている。

(1) 土砂条例の適正な執行

- ア 面積が3,000 m²以上の土砂等による埋立て（特定事業）の許可申請については、厳正に許可審査を行う。
- イ 特定事業場に対しては、定期的なパトロール及びドローンによる上空からの監視・指導を厳正に行うとともに、土砂管理台帳の点検・確認や、必要に応じて土砂等の搬入時や展開検査に立ち会うなど、県民の安全安心の確保のため土砂等の埋立て等の適正化を推進する。
- ウ 土砂等への廃棄物の混入を防止するため、事業者の目視による展開検査が適正に行われるよう指導する。
- エ 事業者による土壌検査や水質検査が適切に行われるよう指導する。
- オ 特定事業者及び特定事業場の立入検査・報告徴収により適正な施工を指導し、違反者に対する是正指導の強化や土砂条例に基づく改善命令、措置命令、許可の取消し、事業停止等の行政処分などにより、不適正処理事案に迅速かつ厳正な対応を行い、環境汚染等が発生している又はそのおそれがある場合は、生活環境の保全を図るため、早期是正を指導する。
特に、悪質な違反行為にあつては、厳正に対処する。

3 循環型社会ビジネスの振興

3-1 循環型社会ビジネスの育成・支援

県内のリサイクル事業等の活性化を図るため、環境に配慮した製品やサービスの普及・実践に取り組む循環型社会ビジネスを育成していくほか、産学官連携による技術研究開発及び事業化等を支援することにより、新たな循環型産業の創出・育成に向けた取組みを促進する。

(1) 資源循環優良モデル認定制度の充実

- ア 県民、事業者、行政等が環境にやさしい製品を率先して利用し、県内におけるリサイクル製品等の需要が拡大することにより、県内企業の環境ビジネスへの参入や新たな製品の開発を促進する。
- イ 他の模範となるようなリサイクル製品や、3Rに積極的に取り組む事業所・店舗等を優良モデルとして認定する、県の「資源循環優良モデル認定制度」（通称：スゴeco）を実施し、リサイクル製品の製造現場の見学や3R体験などの環境関連イベント、パンフレットの作成・配布、シンボルマークの使用、県ホームページへの掲載等を通じて、県民や県内企業等に広く普及啓発する。



(2) 循環型社会ビジネスの振興

- ア リサイクル製品等の認知度向上及び販路拡大を促進するため、優良モデルの製品カタログの作成、県外大型展示会・商談会への出展や製品等の商品開発の支援、ブランド化

等に取り組むとともに、特に認定数の多い土木資材については公共事業への活用を推進するなど、循環型社会ビジネスの振興を図る

(3) 製紙業界の産業廃棄物の有効利用等の推進

ア 本県の産業廃棄物排出量に占める割合が高い製紙スラッジの発生抑制や減量化、有効利用を促進する技術開発を推進するため、企業や県の研究機関、大学が連携し、製紙業界における産業廃棄物の「ゼロ・エミッション」の具体化を図る再資源化技術等の研究開発事業を支援する。

イ 開発された技術を生かすため、リサイクル製品等の新たな活用策について調査研究するとともに、有効利用策の事業化を支援する。

ウ 3Rの取組みをより効率的に進めるため、先進的技術の導入を支援する。

(4) 廃棄物の3R技術・再資源化システム等の事業化の推進

ア 地域の特色を生かして、循環資源の3R技術・再資源化システム等の研究開発やビジネスモデルの事業化を推進し、「地域循環共生圏」の構築を図っていくため、産業廃棄物処理業界や国・県の試験研究機関・大学等が取り組む廃棄物の3R技術等に関する研究開発や人材育成を促進するとともに、事業化に向けた取組みを支援する。

イ エコフィールドの利用促進やレアメタル回収など環境負荷を低減するための再資源化技術の開発を支援する。

(5) グリーン購入の推進

ア 県は、「愛媛県グリーン購入推進方針」に基づき、全庁的に環境にやさしい物品を調達するとともに、サービスの循環的な利用に努める。

イ 市町や事業者、関係機関にグリーン購入の積極的な取組みを促すため、県の推進方針を県ホームページに掲載するとともに、各市町に推進方針の策定を検討するよう要請する。

4 プラスチック資源循環の推進

4-1 プラスチック資源循環の推進

プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、第5章の「えひめプラスチック資源循環戦略」に基づき、県・市町をはじめ、企業、県民等が、主体的かつ積極的に連携、協働して取組みを進め、効果的な発生抑制対策や不適正な処理の防止を推進する。

4-2 海洋プラスチックごみ対策の推進

海洋プラスチックごみ問題に対しては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域等を経由して海域に流出することや直接海域に排出されることに鑑み、3Rの取組みや適正な廃棄物処理を前提に、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指し、第5章の「えひめプラスチック資源循環戦略」に基づき、県・市町をはじめ、企業、県民等が、主体的かつ積極的に連携、協働して取組みを進め、効果的な発生抑制対策や不適正な処理の防止を推進する。

5 バイオマス活用の推進

5-1 バイオマス活用の推進

バイオマスは、温室効果ガスを増加させない「カーボンニュートラル」という特性を有する持続的に再生可能な資源であり、本県の豊富なバイオマス資源が多様な主体によって活用されることが必要である。

そのため、本県では、平成16年6月に策定した「えひめバイオマス利活用マスタープラン」を踏まえ、「愛媛県バイオマス活用推進計画」を策定し、バイオマスの更なる利活用の推進を総合的かつ計画的に図っている。

本計画では、第6章の「バイオマス活用の推進に向けた取組み」に基づき、今後のバイオマス活用の方向性を示し、関係部局と連携して、肥飼料等としての利用の一層の促進や高付加価値製品の生産、再生可能エネルギー等に変換（家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオガス化や未利用間伐材等の木質チップ燃料化等）した上での自立・分散型エネルギー源としての利用等のバイオマスの更なる活用を推進する。

6 万全な災害廃棄物処理体制の構築

6-1 災害廃棄物処理への対応力の向上

南海トラフ地震等の大規模災害発生時、県民の生活環境の保全と円滑な復旧・復興を推進するため、「愛媛県災害廃棄物処理計画（平成28年4月策定）」に基づき、県・市町・民間事業者等の連携強化に努め、実効性のある災害廃棄物処理体制を整備する。

(1) 広域的な災害廃棄物処理体制の推進

- ア 県内を5つの地域ブロックに分けて、災害廃棄物の処理に関する協議会を設置し、セミナーやワークショップの開催等を通じて、情報共有や意見交換を行い、ブロック内市町及びブロック間における協力・連携について協議・検討を進める。
- イ 災害廃棄物の収集・運搬や処理、収集運搬車両等の広域派遣や広域処理体制の構築を図る。
- ウ 環境省が主催する災害廃棄物対策四国ブロック協議会に参画し、当協議会を通じて県外での災害廃棄物処理を想定した広域連携体制の強化を図る。
- エ 県・市町・一般社団法人えひめ産業資源循環協会との間で締結した「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づき、平時から民間事業者等の協力体制及び人員・車両・資機材等の情報を共有し、支援体制の構築を図る。
- オ 災害時における災害廃棄物やし尿の広域処理を推進するため、県内市町等間で協定締結を行い、円滑かつ迅速な支援体制を構築する。
- カ 災害廃棄物処理の経験とスキルを有する県・市町の職員を人材リストに登録し、災害時に、被災市町に派遣できる体制を構築するなど、災害廃棄物分野の人材を育成する。
- キ 大規模災害発生時に海上輸送を含めた県境を越えた広域処理が実施できるよう、国や他県等と連携して、平時から必要な対策を検討する。

(2) PDCAサイクルによる災害廃棄物処理体制の見直し

- ア 愛媛県・市町災害廃棄物処理計画に基づく訓練や研修、演習を定期的を実施し、課題を抽出・整理するとともに、他の地域における災害廃棄物処理の事例等の情報収集に努め、訓練結果や収集した情報を評価し、より実効性があるものに改善できるよう、計画の点検・見直しに反映させる。
- イ 災害廃棄物処理の拠点となる市町の廃棄物処理施設における事業継続計画（BCP）の策定取組を促すとともに、支援を行う。

(3) 非常災害時における廃棄物の適正な処理

- ア 市町が災害廃棄物の発生量の推計に合わせて、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保を推進するよう国の災害廃棄物対策指針に基づく助言や情報提供等の支援を行う。
- イ 災害発生時においては、通常どおりの廃棄物処理が困難になるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することから、廃棄物処理の広域的な連携や災害廃棄物の再資源化等も含む処理体制の構築を推進する。
- ウ 災害時においても、化学物質や石綿等の有害物・危険物による公衆衛生の悪化や二次被害が発生しないよう、連携して取り組む。
- エ 災害時において、住民から廃棄物の適正な搬出などの協力を得られるよう、積極的な情報発信やコミュニケーションの場を確保する。
- オ 市町が災害廃棄物処理の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図るよう国の災害廃棄物対策指針に基づく助言や情報提供等の支援を行う。
- カ 非常災害時に産業廃棄物処理施設において災害廃棄物の処理を行うことを想定し、同施設の処理余力の把握や施設情報について市町との共有を進める。
- キ IT や人工衛星等の最新技術やデジタル技術を活用した災害廃棄物処理における情報管理・共有手法の高度化に向けた課題の整理や検討を進める。

第4節 各主体に期待される役割

1 県民<循環型社会をかたちづくる主役>

県民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動し、これまでの大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、環境に配慮し、3Rを意識した循環型のライフスタイルへの定着を図ることが期待される。

1-1 3R活動・環境に配慮した消費行動(環境にやさしい買い物)の実践

ア 環境教育・環境学習への参加等

地域の環境と循環資源に関心を持ち、環境教育・環境学習や環境保全活動等への積極的な参加や、NPO等の民間団体の活動に協力

イ 発生抑制(リデュース)

無駄なものを買わないこと、マイバック・マイボトル・マイ箸の持参(レジ袋の辞退)、簡易包装された商品の購入、過剰包装の辞退、ごみの減量化につながる商品の購入(詰替商品、ばら売り、量り売り等)、商品の計画的な購入、耐久性に優れた商品の購入、木材等の再生可能な資源を活用した製品や再生品の優先的な購入

ウ 再使用(リユース)

リターナブル容器使用商品の購入、中古品の購入、リース・レンタル商品の活用、古着におけるリサイクルショップ、ECサイト、アパレルメーカーの店頭回収等への出品や自治体等への寄付

エ 再生利用(リサイクル)

再生可能な資源を活用した製品や再生品の優先的な購入や活用、生ごみの飼料化・堆肥化、ごみの分別の徹底

1-2 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の推進によるごみを出さないライフスタイルへの転換

ア 発生抑制(リデュース)

○ごみの減量化、物の丁寧な取扱い、メンテナンスや修理等のサービスの活用等により物を大切に長く使う、家電製品等を修理して使う、レンタル・リース・シェアリング・中古品の売買等の積極的な利用

○適量の購入・注文、食品の賞味期限等の食品表示に関する正しい理解の推進、食材の使い切り・食べ切り、エコクッキングの実践、生ごみの水切り

イ 再使用(リユース)

フリーマーケットやリユースショップの活用、リターナブル容器の返却

1-3 ごみの分別・資源回収への協力

○市町の定めたルールに従ったごみの分別排出の徹底

○容器包装の店頭回収・廃食油・古紙等の資源の集団回収・小型家電の回収への協力

1-4 各種リサイクル法の理解とそれに基づく廃棄物の適正処分

- 容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの各種リサイクル法を理解し、それに基づき廃棄物を適正に処分
- 違法な不用品回収業者等を利用しない

1-5 不法投棄防止への協力

- ごみのポイ捨てをしない、ごみの不法投棄や野焼き、多量保管等の不適正な処理を発見した時は直ちに行政に通報
- 占有し、又は管理する建物や土地を適正に維持管理し、清潔を保持

1-6 災害廃棄物処理体制の構築への協力

- 県・市町の災害廃棄物処理計画の事前の備えに対する理解と協力
- 災害時の廃棄物の適正な排出

2 NPO・大学等<県民・企業等の環境保全活動のつなぎ手>

2-1 NPO等

NPO等は、地域における環境保全活動や循環型社会形成に資する活動を自主的に行うとともに、独自の情報収集・発信能力、専門性、ネットワーク等を活かして、企画の立案や関係主体への働き掛け、各主体が行う経済社会活動を循環型社会形成の観点から評価し向上を促すことにより、県民のライフスタイルや事業者の事業活動の変革等を促進させていくことが期待される。

- ア フリーマーケットの開催などリユースやシェアリングを促進する取組み
- イ 3Rの推進や地域住民のライフスタイル見直しの支援
- ウ フードバンクやフードドライブ等の食品ロス削減の取組み
- エ 不法投棄や不適正処理の監視、市街地や河川、海岸等における清掃活動や、ごみの散乱状況等に関する調査分析
- オ 地域における環境保全活動の普及啓発、環境教育・環境学習の推進
- カ 県民、事業者、行政等と連携した地域における環境保全活動への積極的な取組み

2-2 大学等

大学等は、専門的・学術的な知見を充実させ、客観的かつ信頼できる情報を各主体に分かりやすく提供することにより、循環型社会の形成に向けての政策決定への寄与や各主体の具体的な行動を促す役割が期待される。

- ア 資源循環に関する物質フローやストックに関する研究、現状分析及び将来予測
- イ 廃棄物の適正処理、収集運搬、新しいリサイクル技術やシステムの研究・開発
- ウ 3R関連技術や環境に関する知識の普及・啓発
- エ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する取組みの評価と改善に向けた提言
- オ 環境に配慮したグリーン製品・サービスの評価
- カ 有害物質、海洋ごみ等の環境中の分布の現状及び将来予測、生態系への影響評価、モニタリング手法の研究・技術開発
- キ 不法投棄や不適正処理が行われた土地の生活環境保全上の支障の除去に関する研究・技術開発
- ク 災害廃棄物の発生量や処理可能量の推計、災害廃棄物の適正保管、処理が困難な災害廃棄物の適正処理、災害廃棄物の再資源化や利活用等を支える研究・技術開発
- ケ 事業者や行政との共同研究

3 事業者〈環境への配慮、排出者責任・拡大生産者責任を踏まえた事業活動〉

3-1 排出事業者

排出事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、法令順守を徹底し、排出事業者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生防止はもとより、自らの責任において排出を抑制し、適正な循環的利用を行うほか、情報公開など透明性を高める努力を行うことが期待される。

ア 拡大生産者責任の徹底

イ 廃棄物処理法を遵守した廃棄物の適正処理や、安全・安心や長く適切なモノの使用、リサイクル、環境に配慮した消費に関する情報を生活者に分かりやすく提供

ウ 占有し、又は管理する建物や土地を適正に維持管理し、清潔を保持

エ 電子マニフェストの積極的な活用等のトレーサビリティの強化や、優良な産業廃棄物処理業者への処理委託

オ 環境にやさしい製品やサービスの提供

1) 廃棄物の発生抑制につながる製品の開発・製造・使用、サービスの提供（生産量や生産時期の最適化、環境配慮設計の徹底や原材料素材の表示、使い捨て製品の製造販売の自粛や繰り返し使える製品への転換、再生材の活用、バイオプラスチックや再生プラスチックの材料への利用、資源・エネルギー利用の効率化、過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減、マイバックの推奨）

2) リサイクルが容易な製品の開発・製造、リサイクルが可能な素材等の使用

3) 有害物質を含まない・使用しない製品作り

カ 製造から流通、販売に至る事業活動における3Rの実践による環境負荷の低減

★発生抑制（リデュース）

循環資源等を製品の原材料やエネルギー源として積極的に活用、製造工程の効率化・歩留まりの向上、製品の長寿命化、包装材・梱包材の削減、分別の徹底、食品ロスの削減

★再使用（リユース）

使用済み製品・部品の再使用、容器包装資材等の繰り返し使用

★再生利用（リサイクル）

循環資源の再生品原材料等としての利用、リユース製品・リサイクル製品の販売、グリーン購入の実践、食品廃棄物の再資源化

キ 生産者、小売業者、レンタル・リース業者、ベンチャー企業等がモノの点検・修繕・交換・再使用やシェアリングサービス等の新たなビジネスモデルの立上げや拡大

ク 牛乳パック、ペットボトルや食品容器、小型家電等の店頭回収

ケ 資源確保段階における循環資源や再生可能資源の割合の向上や、天然資源の採掘・輸送等の際の自然改変・エネルギー消費・環境負荷の少ない調達先の選択

コ 建設業者等による建設副産物の発生抑制や再資源化された建設廃棄物の利用、住宅リフォーム事業者等による既存住宅の改修、解体業者による分別解体

サ 新しいリサイクル技術・システムの構築、IT等の技術力を活かした資源生産性を向上させるイノベーション

- シ 廃棄物処理の適正委託や優良産廃処理業者の選択、資源循環促進税の適正な負担
- ス 有害物質の適正管理
- セ 排出事業者と廃棄物処理業者との間で適正な費用等の情報の共有
- ソ 廃棄物処理法や各種リサイクル法の理解と順守
- タ 行政施策への協力

3-2 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、廃棄物の適正処理により、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源として捉え、そこから有用資源を積極的に回収し循環利用していくリサイクルの推進が期待される。

ア 適正処理の実施、処分場の適正管理

リサイクルが困難な物の適正処分、管理体制の整備、職場等における適正処理の普及啓発

イ 廃棄物等の適正な再資源化、新しいリサイクル技術やシステムの構築

ウ 製造から流通、販売、廃棄に至る各段階で不要となったものの再利用、再資源化、エネルギー回収、中間処理、最終処分等の適正な実施

エ 有害物質の適正管理

オ リサイクル事業者による食品廃棄物等の飼料化・肥料化やバイオガス化、金属の分別回収及び電炉鋼などの再生金属の利用の拡大・高度化、建設廃棄物の再資源化

カ 法令順守の徹底、行政施策への協力

キ 優良産廃処理業者の積極的な情報発信

ク 地域住民等に対する工場見学の受入れや、分かりやすい情報提供等

ケ 廃棄物処理業者、リサイクル事業者、セメント事業者、運送事業者等の災害廃棄物の収集、運搬及び処理を行う能力を有する事業者が県・市町と協定を締結するなどの連携体制を構築

コ 遊休地等を保有する事業者が災害廃棄物の仮置場等に必要な土地の提供に関して県・市町に協力

サ 廃棄物処理やリサイクルに関する技術・知識の向上

3-3 金融機関・投資家

金融機関や投資家は、循環型社会づくりに取り組む企業・NPO や、循環型社会づくりにつながるプロジェクト等に対して的確に資金提供することなどが期待される。

ア コンサルティング機能を活用し、排出事業者、廃棄物処理事業者、リサイクル事業者、再生製品の活用事業者等の各主体の連携を支援

イ 資源生産性の観点など、環境面も考慮した資金供給先の評価や、ライフサイクル全体での資源循環の徹底につながるビジネスに対する資金の供給

ウ リサイクルが困難な物の適正処分、管理体制の整備、職場等における適正処理の普及啓発

4 行政〈各主体の取組み支援、コーディネータ〉

4-1 県

- ア 3 R活動や廃棄物・リサイクル関係制度のデジタル技術などを利用した情報収集、普及啓発及び情報提供
- イ 環境学習・環境教育の推進による県民の自主的な取組みの促進
- ウ 廃棄物処理業者の指導監督・育成、廃棄物適正処理の推進
- エ 電子マニフェストの普及
- オ 違法な廃棄物処理を行う者に対する指導
- カ 熱回収の普及促進、リサイクル技術の研究開発
- キ 産学官の連携による調査研究や技術開発
- ク 循環型社会ビジネスの振興、リサイクル製品の利用促進
- ケ 3 Rに関する取組み、モノの点検・修繕・交換・再使用やシェアリング等を行う新たなビジネスに対する支援
- コ 有害物質に関する適切な管理・モニタリングの実施
- サ 環境への負荷の少ない事務事業の執行及びグリーン購入・グリーン契約の推進
- シ 公共事業における再生資材の優先的な利用
- ス 環境に配慮したグリーン製品・サービスや地域商品の推奨・情報提供
- セ 海洋ごみの回収処理及び河川や海域へのプラスチックごみの流出を防止するための流域単位での発生抑制対策の推進
- ソ 海岸漂着物等の発生抑制対策の推進
- タ 地域循環圏の構築、不法投棄・不適正処理防止対策
- チ 実効性のある災害廃棄物処理計画の策定、災害廃棄物処理に関する市町、関係団体等の連携体制の構築、職員の研修・訓練

4-2 市町

市町は、地域における循環型社会を形成していく上で、中核的な役割を担っており、地域単位での住民の生活に密接した循環することを構築することが期待されている。

- ア 一般廃棄物の適切な処理及び循環的利用の促進
- イ 環境学習・環境教育の推進による住民の自主的な取組みの促進
- ウ 地球温暖化防止や省エネルギー等に配慮した廃棄物処理施設の整備、計画的な維持管理及び更新
- エ 廃棄物の分別収集の徹底、資源回収の支援、ごみ収集・処理やリサイクルの効率化
- オ 電子マニフェストの普及
- カ 廃棄物処理業者の指導監督・育成、廃棄物適正処理の推進
- キ 違法な廃棄物処理を行う者に対する指導
- ク 有害物質に関する適切な管理・モニタリングの実施
- ケ 一般廃棄物の有料化等による廃棄物の減量化、一般廃棄物会計基準の導入及び公表
- コ 一般廃棄物処理施設の強靱化

- サ 廃棄物処理業者の指導監督・育成、廃棄物適正処理の推進、廃棄物最終処分場の適正管理
- シ 生ごみ等の再生利用や熱回収等のバイオマスの普及促進、リサイクル技術の研究開発
- ス 家電リサイクル法における小売業者の引取義務の対象とならない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築
- セ 小型家電リサイクル法に基づく小型家電の回収について住民への周知及び住民の利便性の高い回収方法の提供
- ソ 公共事業における再生資材の優先的な利用
- タ 循環型社会ビジネスの振興、リサイクル製品の利用促進
- チ グリーン購入・グリーン契約の推進、地域循環圏の構築、不法投棄防止対策
- ツ 海洋ごみの回収処理及び河川や海域へのプラスチックごみの流出を防止するための流域単位での発生抑制対策の推進
- テ 海岸漂着物等の処理に関する海岸管理者等への協力及び発生抑制対策の推進
- ト 空き家等対策特別措置法に基づく空き家対策の推進
- ナ 実効性のある市町災害廃棄物処理計画の策定及び災害廃棄物の仮置場の整備
- ニ コンポスト、生ごみ処理機等の購入支援

第5節 地域循環共生圏を踏まえた循環型社会づくり

国の循環型社会形成推進計画においては、地域の特性を生かし、かつ、循環資源の性質に応じて最適な規模の「地域循環共生圏」の形成を推進し、地域活性化につなげていくこととされている。

循環型社会を形成していくためには、地域における循環資源、再生可能資源やストック資源の状況を分析し、地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、循環分野において地域循環共生圏を形成するためには、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していくことが重要である。



(出典：環境省 HP「地域循環共生圏（日本発の脱炭素化・SDGs構想）」)

本計画においては、こうした地理的・社会的特性を考慮しつつ、循環可能な資源は地域で循環させ、困難なものは広域的に対応していくという「地域循環共生圏」の考え方に基づいて、地域住民、事業者、NPO、有識者等と連携する仕組みを構築し、地域における取組みを進める。

また、それぞれの地域が持つ技術や特性を生かして、地域間の循環資源の移動・交換などにも取り組むことで、県全体として最適なりサイクルや適正処理の体制を整備し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指していく。